

## 業務説明資料

1 件名 富岡東五丁目特別緑地保全地区ほか3緑地樹林地安全管理・育成業務委託

2 履行期限 令和8年3月31日まで

3 履行場所(詳細は別紙図面参照)

- (1) 富岡東五丁目特別緑地保全地区
- (2) 上郷・中野特別緑地保全地区
- (3) 宮沢・蟹沢特別緑地保全地区
- (4) 汲沢四丁目特別緑地保全地区

4 業務目的

横浜市では、横浜みどりアップ計画の取組の一つとして、防災・減災、生物多様性の保全、快適性の確保、良好な景観形成など、樹林地に期待される多様な機能が発揮できるように、利用者や樹林地周辺の安全に最大限配慮し、愛護会や森づくりボランティア、企業等様々な主体と連携しながら、良好な森づくりを進めています。

本業務は対象とする樹林地の安全確保を旨とし、業務対象緑地の植生や地形の状況、目標植生や配慮事項を踏まえながら、複数年にわたって作業を継続的に実施するメリットを最大限生かし、計画的に安全かつ良好な樹林地の維持管理を行うことを目的とします。

5 本業務の特徴・要求する事項

上記の業務目的を実現するにあたっての、本業務の考え方と本市が受託者に求める事項を以下に示します。(特に下線部に留意してください。)

本業務を行うためには、現場責任者だけでなく、作業員一人ひとりの高い技術力と、現場の状況に合わせた作業を行うための判断能力が求められます。以下の考え方を踏まえた業務実施体制・実施方法を検討し、業務目的である『安全かつ良好な樹林地の維持管理』をより効果的・効率的に実践できるよう提案してください。

(1) 予防的な安全管理の実施

- ・横浜市内に残された樹林地の多くが住宅地や道路などに接することから、維持管理においては安全性の確保が最優先の事項となります。本業務においては、特に、境界沿いの安全対策に重点を置いて対象樹林地の維持管理を進めます。
- ・樹林地の安全性を確保するため、定期的な点検を樹林地の外周全体において影響範囲も含めて厳格に行ってください。点検内容は、横浜市が契約後に示す『樹林地点検マニュアル』に従うこととしますが、より隣接住宅や道路の安全が確保される

ような点検の実施方法について検討し、実践してください。（点検が実施しにくい箇所における専門機器・IT技術を活用した効率的な点検手法など、維持管理業務と異なる業種との連携等の提案も積極的に行ってください。）

・点検の結果に基づき、枯枝剪定、枯木伐採といった日常の管理作業を迅速に行ってください。また、隣接住宅や道路等の安全上のリスクを低減するため、過度に成長し倒木等の恐れのある樹木（過高木）の剪定・伐採（萌芽更新含む）を予防的かつ適切に行ってください。

・本業務の対象樹林地は十分な手入れが行き届いていない場合や急峻な法面が多く、安全性の確保のためには、境界沿いの法面や植生の状況把握を行う必要があります。監督員と協議のうえ、委託者所有の測量図や現況平面図を基に樹林地境界沿いの法面調査を実施し、法面形状・既存構造物等について調査を実施してください。合わせて樹林地全体の概略植生調査も実施してください。法面調査においては、斜面表面や木竹の高さ等の目視を中心とした現地調査を行ってください。また、概略植生調査においては、現況の植生について面的な広がりや構造を現地踏査により大まかに把握してください。

上記の調査結果を基に対象樹林地の全体図を作成し、さらに、『横浜市森づくりガイドライン』を参考に樹林地ごとに植生のゾーニングと断面図を作成してください。

法面及び樹林地内の調査及び作成した図面を踏まえて、植生の影響も考慮した安全性確保のための課題を監督員と共有し、その後の維持管理を含めた現地対応に生かせる資料としてください。

・以上のとおり、対象樹林地の状況から課題を洗い出したうえで、外周点検の具体的方法、点検に基づく境界沿いの危険樹木の予防的管理方法、法面及び植生調査結果を反映した維持管理方法について整理した樹林地の安全管理計画を策定し、監督員の承認のうえ実行してください。本計画は、現地の状況の変化により随時更新することとします。

・法面及び植生調査時や、その後の点検時、災害時等に、土砂崩れが生じているなどの不具合を発見した場合は、監督員に確認のうえ、現地にて応急処置（立入禁止措置の実施、倒木の撤去等）を実施してください。応急処置後の本格復旧等の対応については、原則として本市が別途行うこととしますが、監督員と本格復旧に向けた状況を適宜共有し、その後の維持管理作業に反映してください。

## (2) 複数樹林地の包括的な管理

・本業務では、複数の樹林地について包括的な維持管理を行います。各樹林地の状況や作業内容に応じて、優先度をつけて計画的に作業を行ってください。

・住宅地に隣接した外周部の定期的な作業（例：草刈り 年1回の場合は8月頃、年2回の場合は6月頃と10月頃）に並行して複数樹林地での枯れ木等の伐採作業

が求められることから、作業に応じた作業員の配置を考慮して複数の班を編成し、全体を統括して進捗状況を把握する体制づくりを行ってください。なお、詳細は監督員と別途協議してください。

・大雨・強風や台風等の影響により事故や災害が発生した場合、あるいは発生が予測される場合に、即時に状況を把握して監督員と密に連絡をとりながら応急措置を講じることのできる管理体制を構築してください。大雨や台風後には、複数樹林地において被害が想定されることから、複数の班を編成して業務対象の樹林地の被害状況の把握や応急対応を行っていただきます。平常時から、業務対象の樹林地の状況把握を行ってください。

・災害時に監督員から緊急出動の指示を受けたときは、1時間程度を目安に現場に到達して被害状況の把握を実施し、その後、監督員への報告と対応について協議してください。また、業務対象地において気象庁の発表する土砂災害警戒情報が出された場合は、監督員の指示を待たずに点検を行ってください。点検のタイミングは、事前に監督員と協議してください。

### (3) 複数年作業による効果的かつ順応的な管理の実施

・本業務は複数年による継続した維持管理作業を想定しています。このメリットを生かして効率的かつ効果的な作業工程を組んだうえで、作業を実施してください。なお、作業工程は現地の状況を踏まえて柔軟に修正し、運用してください。

・各対象地では、安全性の確保のほか樹林地の多様な機能が発揮できるような管理計画を作成してください。

・管理計画作成にあたっては、『横浜市森づくりガイドライン』等を参考に、各対象地の長期的視点(3年程度)での維持管理計画案を作成し、監督員と協議したうえで作業を進めてください。

・樹林地に手を入れることでその姿は刻々と変化していきます。維持管理作業の結果・効果を記録・検証し、必要に応じて当初の計画を修正しながら次の維持管理作業に繋げるといった順応的な管理を行ってください。

・複数年間同一業者が現地に入って作業が行えるメリットを生かして、近隣住民の声や反応も積極的に収集し、樹林地を身近に感じ保全についてのご理解をいただけるような、安全で良好な維持管理を行ってください。

## 6 業務概要

以下に各対象地の作業概要を記載します。記載の作業内容はあくまで目安であり、必要に応じて、監督員と協議の上、作業内容及び作業数量の変更を行ってください。

### (1) 富岡東五丁目特別緑地保全地区(金沢区富岡東五丁目 1735 ほか)

ア 対象面積 7,105 m<sup>2</sup>

イ 種類 特別緑地保全地区(市有地)

ウ 主な業務内容

- ・隣接住宅地等への安全に配慮した樹林地管理

エ 数量関係

- ・草刈：約 1,000 m<sup>2</sup>/回 2 回程度/年
- ・つる植物除去：約 200 m<sup>2</sup>/回 1 回程度/年
- ・剪定：支障枝等を随時
- ・伐採：危険木竹を随時、抑制目的のタケノコは 4 月、
- ・境界沿いの環境整備：市有地境界沿いの草刈り枯損木、常緑樹、竹、危険木等を  
伐採
- ・巡視点検（定期）：3 回程度/年（春、夏、秋を想定）
- ・巡視点検（臨時）：随時
- ・応急対応：随時
- ・生物調査：概略植生調査を契約年度のうちに 1 回実施
- ・法面調査：契約年度のうちに 1 回実施

オ 配慮事項：別紙参照

(2) 上郷・中野特別緑地保全地区（栄区中野町 1079-2 ほか）

ア 対象面積 17,211 m<sup>2</sup>

イ 種類 特別緑地保全地区（市有地）

ウ 主な業務内容

- ・隣接住宅地等への安全に配慮した樹林地管理

エ 数量関係

- ・草刈：約 2,000 m<sup>2</sup>/回 2 回程度/年
- ・つる植物除去：約 200 m<sup>2</sup>/回 1 回程度/年
- ・剪定：支障枝等を随時
- ・伐採：危険木竹を随時、抑制目的のタケノコは 4 月、
- ・境界沿いの環境整備：市有地境界沿いの草刈り枯損木、常緑樹、竹、危険木等を  
伐採
- ・巡視点検（定期）：3 回程度/年（春、夏、秋を想定）
- ・巡視点検（臨時）：随時
- ・応急対応：随時
- ・生物調査：概略植生調査を契約年度のうちに 1 回実施
- ・法面調査：契約年度のうちに 1 回実施

オ 配慮事項：別紙参照

(3) 宮沢・蟹沢特別緑地保全地区（瀬谷区宮沢三丁目 23 番 4 ほか）

ア 対象面積 20,090 m<sup>2</sup>

イ 種類 特別緑地保全地区（市有地）

ウ 主な業務内容

- ・隣接住宅地等への安全に配慮した樹林地管理

エ 数量関係

- ・草刈：約 2,000 m<sup>2</sup>/回 2 回程度/年
- ・つる植物除去：約 500 m<sup>2</sup>/回 1 回程度/年
- ・剪定：支障枝等を随時
- ・伐採：危険木竹を随時、抑制目的のタケノコは 4 月、
- ・境界沿いの環境整備：市有地境界沿いの草刈り枯損木、常緑樹、竹、危険木等を

伐採

- ・巡視点検（定期）：3 回程度/年（春、夏、秋を想定）
- ・巡視点検（臨時）：随時
- ・応急対応：随時
- ・生物調査：概略植生調査を契約年度のうちに 1 回実施
- ・法面調査：契約年度のうちに 1 回実施

オ 配慮事項：別紙参照

(4) 汲沢四丁目特別緑地保全地区（戸塚区汲沢四丁目 780 番ほか）

ア 対象面積 7,051 m<sup>2</sup>

イ 種類 特別緑地保全地区（市有地）

ウ 主な業務内容

- ・隣接住宅地等への安全に配慮した樹林地管理

エ 数量関係

- ・草刈：約 1,000 m<sup>2</sup>/回 1 回程度/年
- ・つる植物除去：約 200 m<sup>2</sup>/回 1 回程度/年
- ・剪定：支障枝等を随時
- ・伐採：危険木竹を随時、抑制目的のタケノコは 4 月、
- ・境界沿いの環境整備：市有地境界沿いの草刈り枯損木、常緑樹、竹、危険木等を

伐採

- ・巡視点検（定期）：3 回程度/年（春、夏、秋を想定）
- ・巡視点検（臨時）：随時
- ・応急対応：随時
- ・生物調査：概略植生調査を契約年度のうちに 1 回実施
- ・法面調査：契約年度のうちに 1 回実施

オ 配慮事項：別紙参照

## 7 その他

- (1)業務の履行にあたっては、監督員と密な協議を行いながら進めてください。
- (2)現地作業を行うにあたっては、案内文の配布や看板の設置等、作業内容を近隣住民等に丁寧に周知したうえで行ってください。
- (3)本業務の対象地の施設管理者は『公園緑地事業課』です。
- (4)本業務の履行にあたっては施設管理者に必要な手続きをとり、業務を履行すること。また道路を占有して作業を行う場合には、各所管の交通管理者(警察署)等に必要な手続きをとり、業務を履行してください。
- (5)設計図書(仕様書類、業務説明資料)、および受託者が提出する本業務の提案資料に記載のない事項は、監督員と受託者が双方に協議し、決定します。
- (6)本業務の複数年契約は、最長で3年間とします。ただし、業務の進捗・評価により2年目、3年目の契約を締結しない場合があります。
- (7)本業務を進めるにあたって、安全性や樹林地の質の向上、それにかかる費用など、メリットデメリットに関する効果検証を年に1回程度行いながら進めてください。詳細な効果検証の進め方は、監督員と調整してください。

## 8 成果品

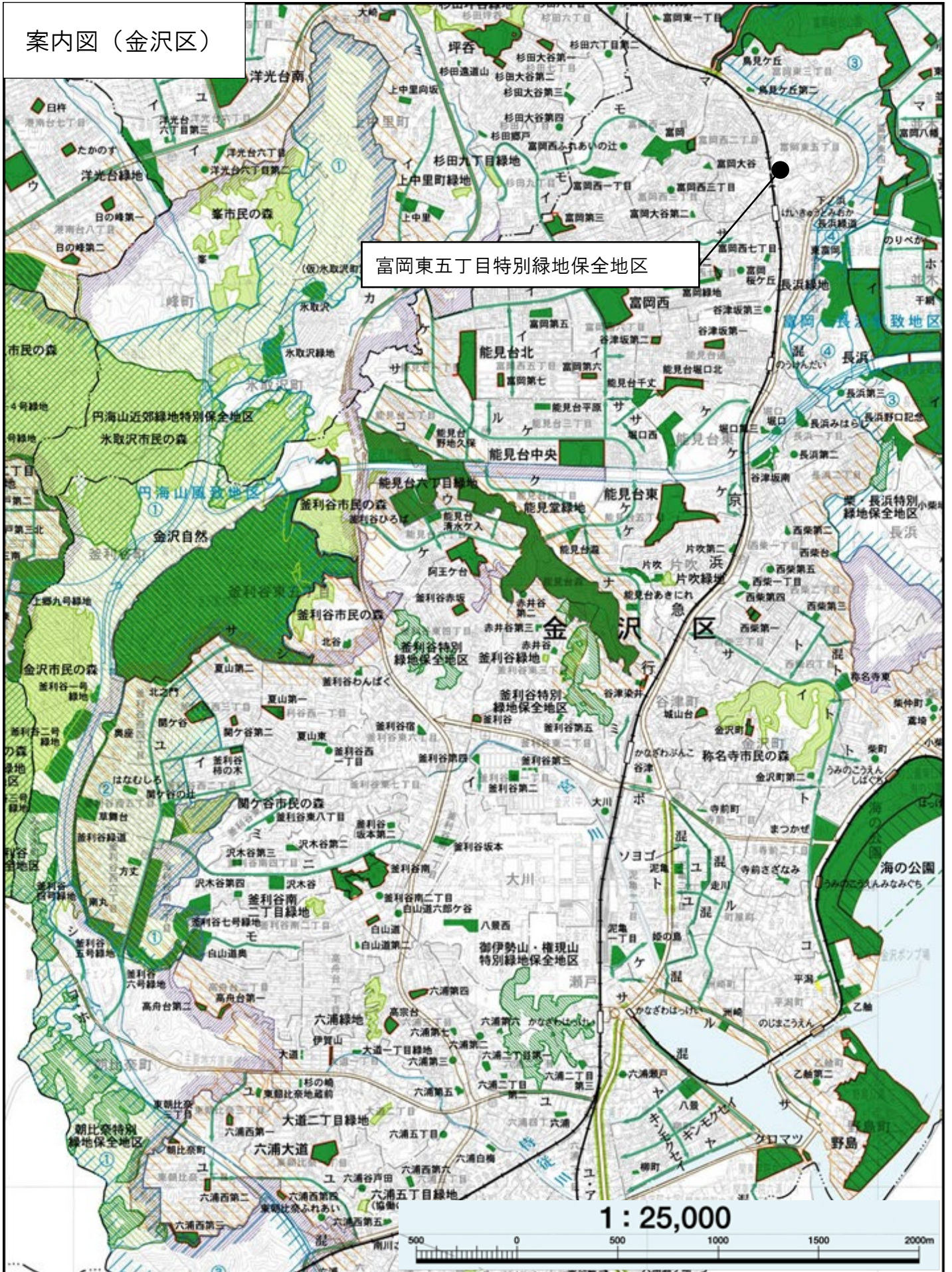
- (1)本業務完了時の提出資料として、次に示す報告書を公園緑地等維持業務共通仕様書等に基づき、履行期限までに納入して下さい。
  - ・長期的視点(3年程度)でみた樹林地の育成計画案の資料
  - ・現場作業の記録及び技術的内容のとりまとめ
  - ・巡視点検報告書、法面及び植生調査報告書
  - ・効果検証に関するとりまとめ
  - ・研修等の記録
  - ・出来高数量表、業務日誌、記録写真など通常の維持管理業務において提出すべき資料
  - ・その他監督員との協議により必要と求めたもの。
- (2)成果品はすべて横浜市に帰属することとします。
- (3)成果品の納入先はみどり環境局公園緑地事業課とします。
- (4)体裁・部数
  - ・紙(ファイル綴じ)：2部
  - ・電子データ(CD-R または DVD-R)：2部
  - ・その他詳細は監督員との協議による。

富岡東五丁目特別緑地保全地区ほか3緑地樹林地安全管理・育成業務委託 履行箇所一覧

箇所名	所在地 (代表的な地番)	対象面積	樹林地の特性	配慮事項
富岡東五丁目特別緑地保全地区	金沢区富岡東五丁目1735	7,105㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸建住宅、民有地の樹林地及び墓地に囲まれている県擁壁上の傾斜地</li> <li>・非公開型樹林地(一部外周柵なし)</li> <li>・一部竹林あり</li> <li>・高木が多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接住宅あり</li> <li>・樹林地に隣接した駐車スペースなし(近くに駐車可能スペースあり)</li> <li>・倒木等の事象あり</li> </ul>
上郷・中野特別緑地保全地区	栄区中野町1079-2	17,211㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸建住宅、民有地の樹林地及び畑に囲まれている傾斜地</li> <li>・非公開型樹林地(一部外周柵なし)</li> <li>・一部県擁壁あり</li> <li>・急傾斜地が多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接住宅あり</li> <li>・樹林地に隣接した駐車スペースなし(近くに駐車可能スペースあり)</li> <li>・倒木等の事象あり</li> <li>・樹林地地域計画あり</li> </ul>
宮沢・蟹沢特別緑地保全地区	瀬谷区宮沢三丁目23番4	20,090㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸建住宅、民有地の樹林地及び畑に囲まれている傾斜地</li> <li>・非公開型樹林地(一部外周柵なし)</li> <li>・一部竹林あり</li> <li>・高木が多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接住宅、特別養護老人ホームあり</li> <li>・駐車スペースあり(狭い)</li> <li>・対象地内に子供の遊び場(赤塚子供の遊び場)あり</li> <li>・樹林地地域計画あり</li> </ul>
汲沢四丁目特別緑地保全地区	戸塚区汲沢四丁目780番	7,051㎡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸建住宅、公園(汲沢子の神公園)及び墓地に囲まれている傾斜地</li> <li>・非公開型樹林地(一部外周柵なし)</li> <li>・一部竹林あり</li> <li>・高木が多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接住宅あり</li> <li>・駐車スペースあり(狭い)</li> <li>・南側駐車場使用可能(事前調整要)</li> </ul>
合計4か所				

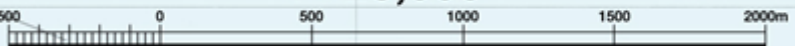
管理対象地の今後の増加を見越して、一部の樹林地については対象面積に含めています。

案内図（金沢区）



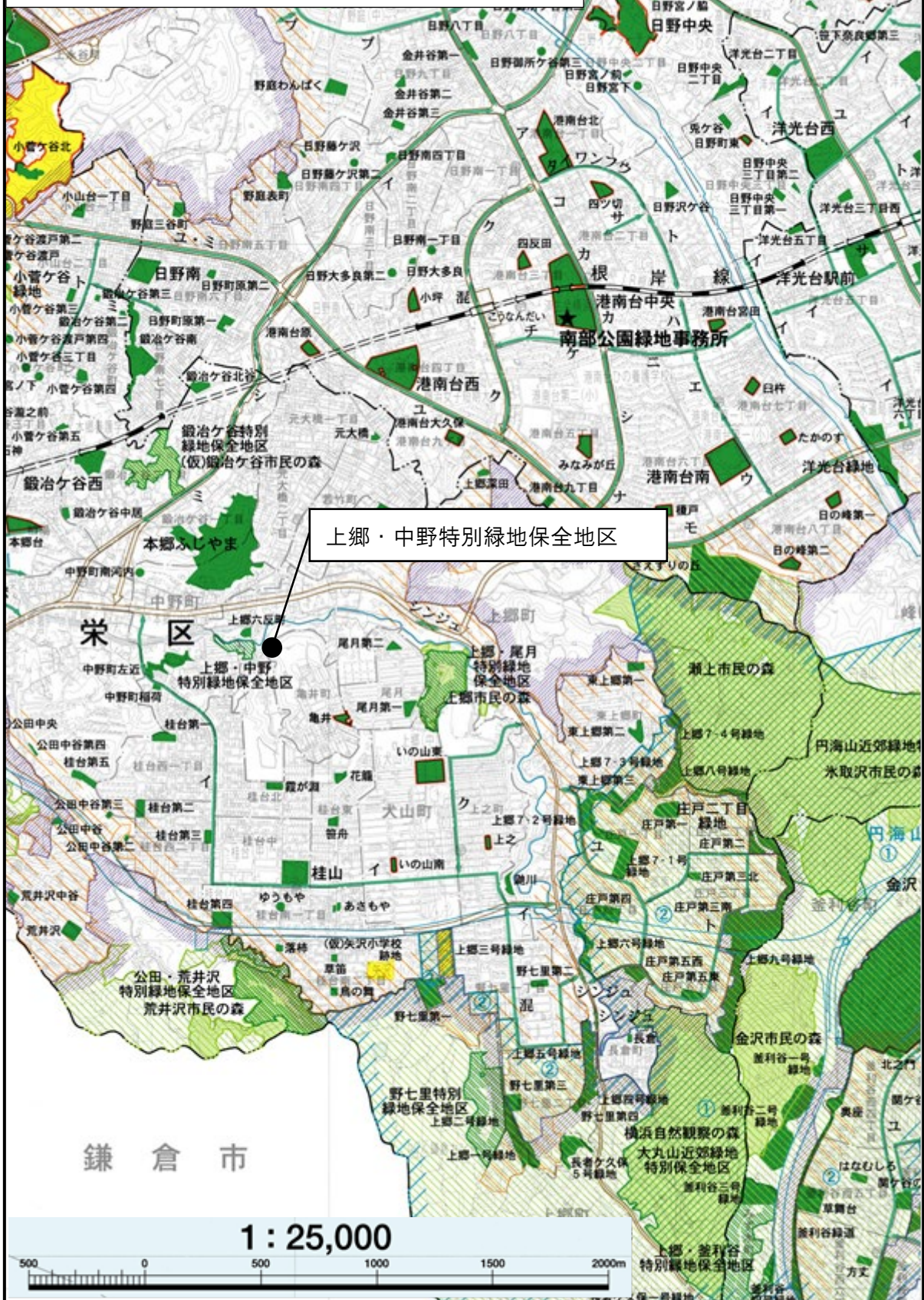
富岡東五丁目特別緑地保全地区

1 : 25,000

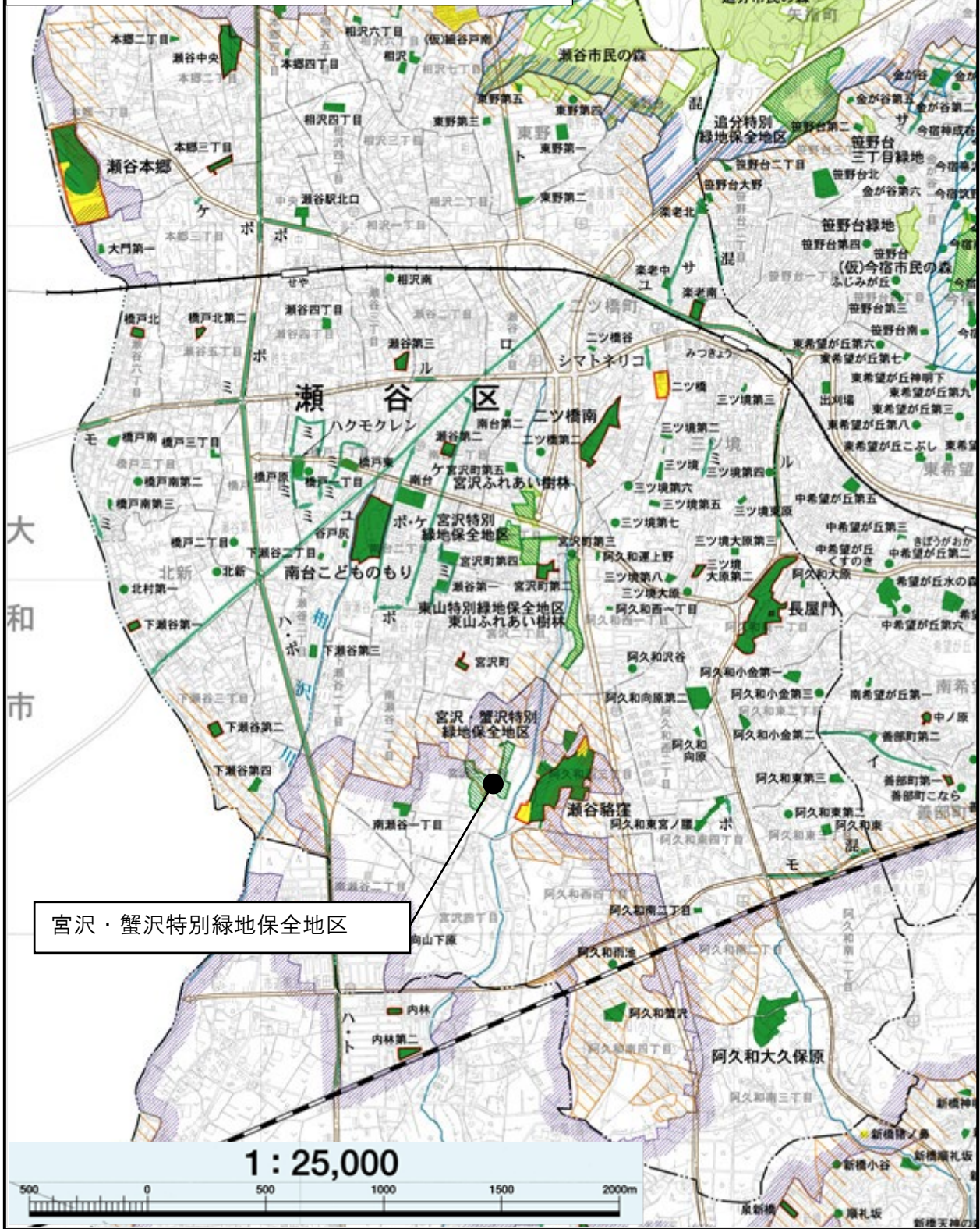




案内図（上郷・中野特別緑地保全地区）

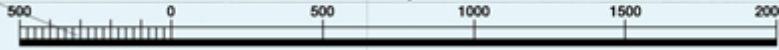


案内図（宮沢・蟹沢特別緑地保全地区）

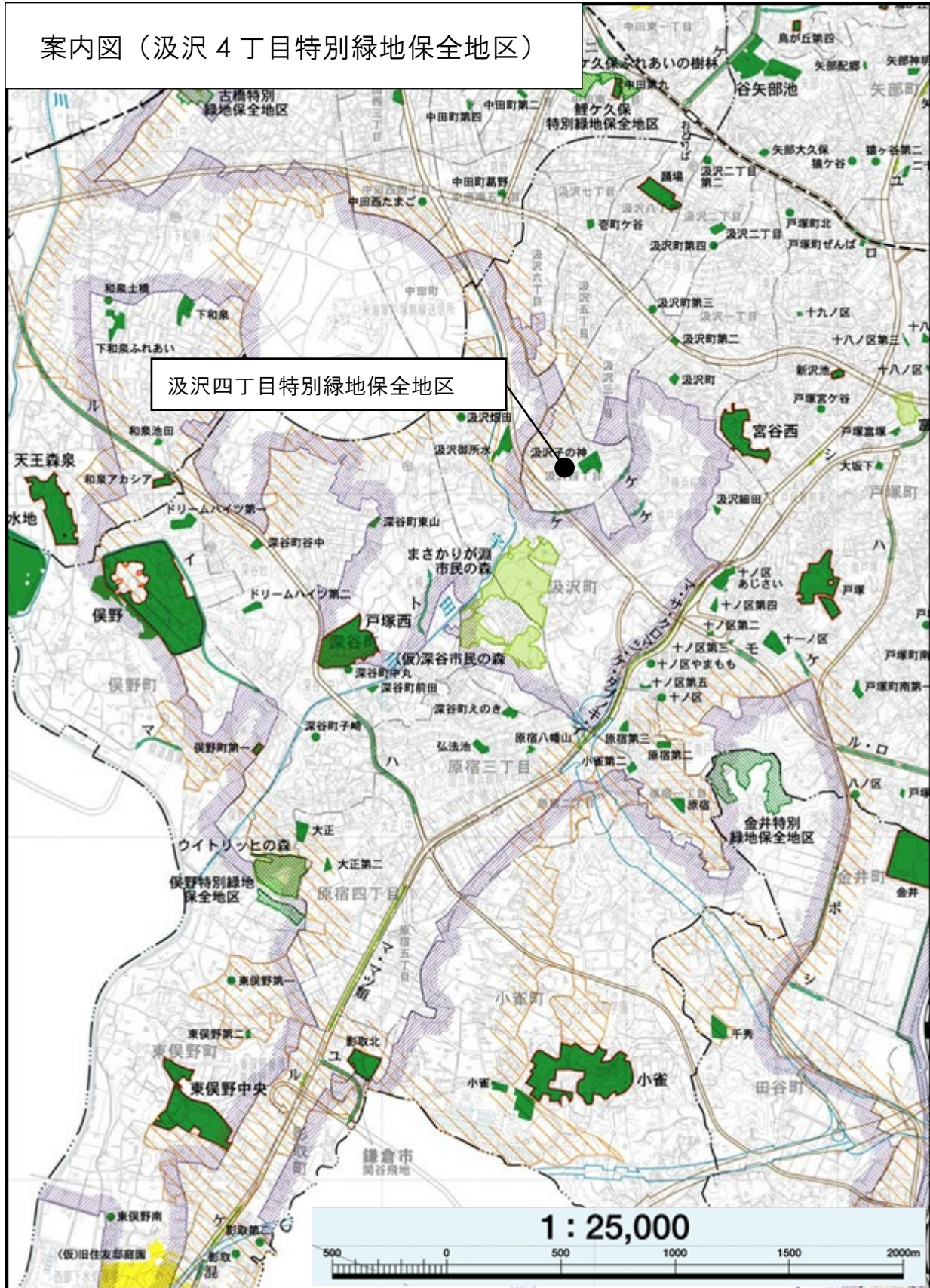


宮沢・蟹沢特別緑地保全地区

1 : 25,000



案内図（汲沢 4 丁目特別緑地保全地区）



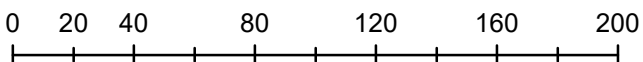
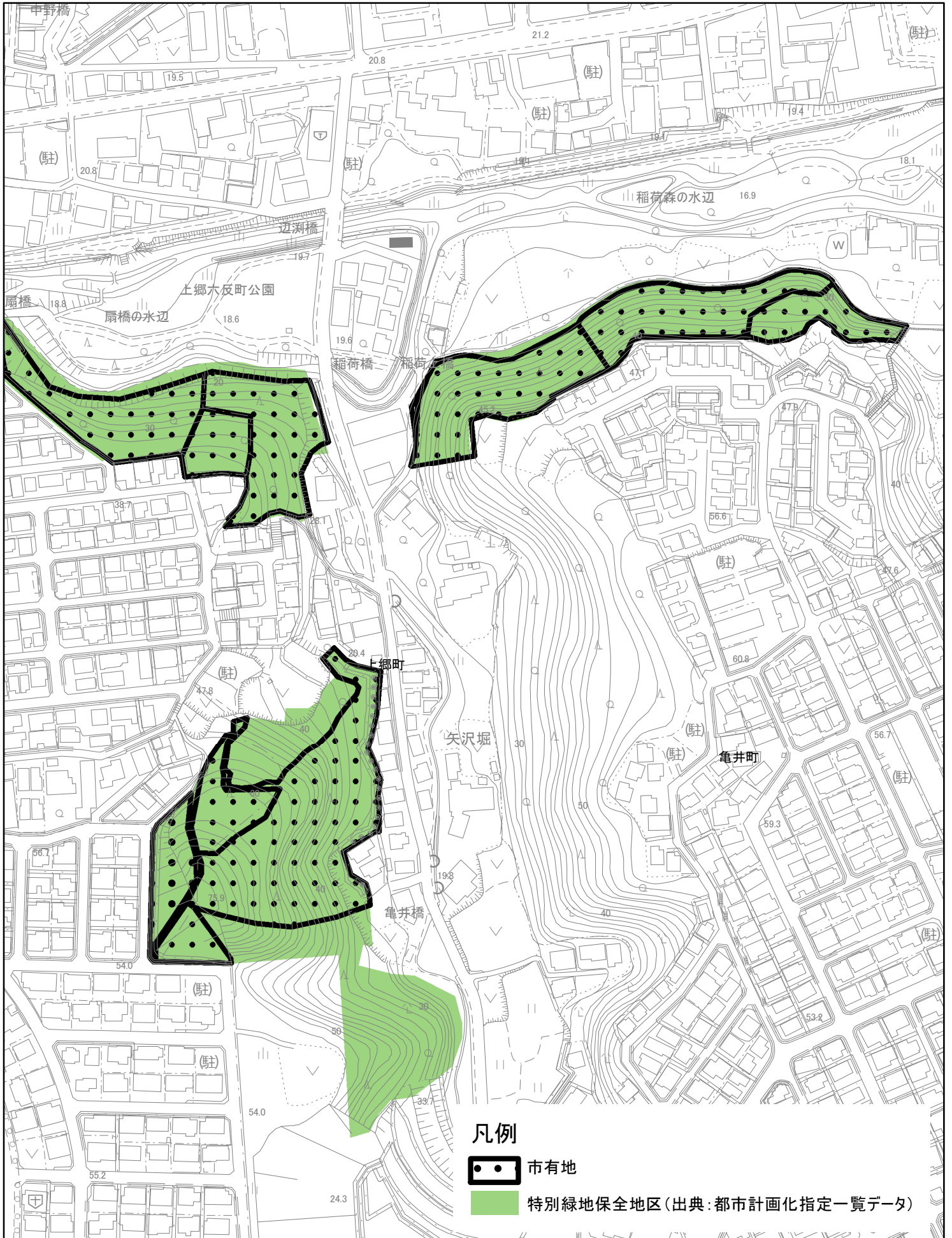
# 位置図



0 25 50 100 150 200 250

1:3,000

# 位置図



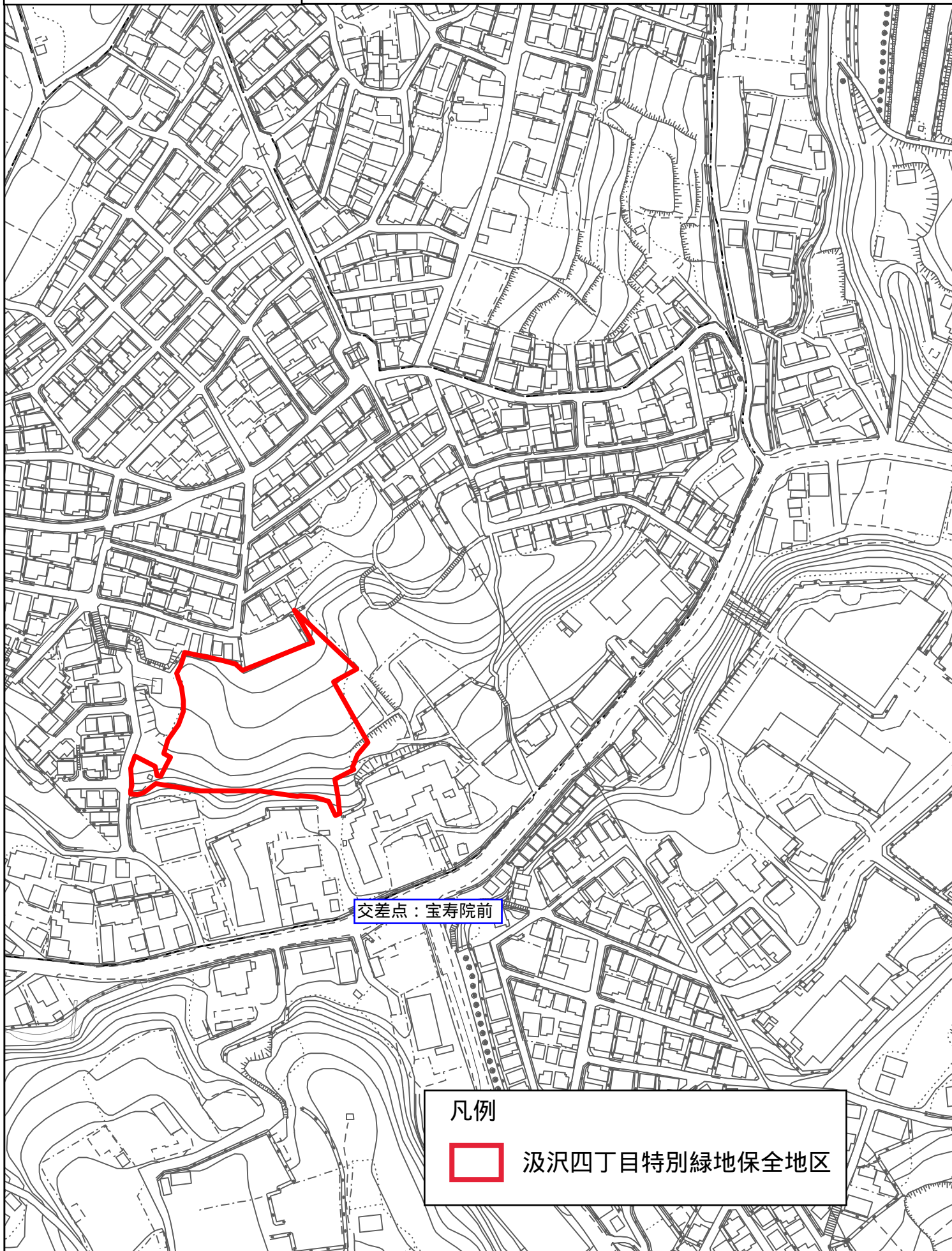
1:2,500



汲沢四丁目特別緑地保全地区

位置図

1/2500



交差点：宝寿院前

凡例



汲沢四丁目特別緑地保全地区

0 25 50 100 150 200 250

1:2,500